

千葉県告示第971号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年11月29日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
はばたき 千城台北 教室  千葉県若葉区千城台 西1-39-5FN ビル1F	株式会社フクシア  東京都新宿区新宿2-1 2-13  代表取締役 石田 雄大	令和5年 12月1日	1250102470	児童発達支援、放課後等 デイサービス